

知っておきたい農地移動の手続き

農地は農業の基盤であり、私たちの食糧の生産に必要な大切な資源です。

農地を耕作目的で売買・貸し借りしたり、宅地や資材置き場・駐車場などに転用し、農業以外の目的に利用するときは農地法による許可が必要です。

農地法3条申請

- ◆ 農地を農地として「売りたい方」「貸し借りしたい方」「贈与したい方」などは農地法第3条の許可申請が必要です。ただし、農地を取得する方は耕作面積が、申請地を含めて10アール以上ないと許可されません。（賃借も同様です）
- ◆ 特に、所有権移転登記（売買・贈与）には3条の許可書が必要です。
※相続の場合は、農業委員会に届出が必要です。（下記参照）

農地法

4条申請
5条申請

- ◆ 自分の農地を自己のため転用（農家住宅・倉庫・駐車場など）の場合農地法第4条による許可申請が必要です。
- ◆ 農地を他人に転用を目的で売買（一般住宅・資材置き場など）の場合農地法第5条による許可申請が必要です。
※4条・5条の許可書がなければ、地目変更登記は出来ません。
（ただし現況証明申請が認められた時は、地目変更が可能な場合もあります）
※農地を転用する場合には、法律上の制限があります。また、許可申請の手続きには、複雑な部分もあります。円滑に手続きするため、申請前に農業委員会にご相談ください。

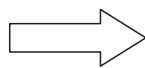
◎ 申請前に準備すること

- 1 申請地が死亡した人の名義になっているときは、相続登記をすませる。
- 2 一筆のうち一部を申請するときは、分筆登記をすませる。

上記の申請は、毎月15日までに役場内、農業委員会事務局へ（15日が土・日・休日の場合は前日となります。）

申請者は、本人申請が原則です。（本人から依頼された行政書士も代理申請ができます。）

無断転用（許可を得ない転用）には、厳しい措置が講じられます。



無断転用者には、北海道知事が工事を中止させ、もとの農地に復元させることができます。

農地を相続などにより取得した場合は、農業委員会に届出が必要です

■届出が必要な人

農地法の許可を受けることなく、農地の権利を取得した人

■届出時期

農地の権利を取得したことを知った日（所有者の死亡の日など）から、おおむね10カ月以内

■注意事項

▽この届出は、農業委員会が農地の権利移動を把握するためのものです。権利取得の効力を発生させるものではありません。

また、所有権移転登記に代わるものではありません。登記は別途必要となります。
▽届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料（制裁金）に処せられますのでご注意ください。（根拠法令：農地法第3条の3及び第6条）
▽行政書士などによる代理の届出もできます。